

マンション・アパートなどの所有者の方へ

非木造共同住宅 耐震診断 助成

マンションやアパートなどの耐震診断を行う場合、長久手市がその費用の一部を補助します。
詳しくは「問合せ先」までご相談ください。

補助対象建築物

- ・昭和56年5月31日以前に着工された非木造の共同住宅（分譲及び賃貸）
- ・住宅以外の用途が延べ面積の1/2未満であること。
- ・耐火又は準耐火建築物であること。

補助内容

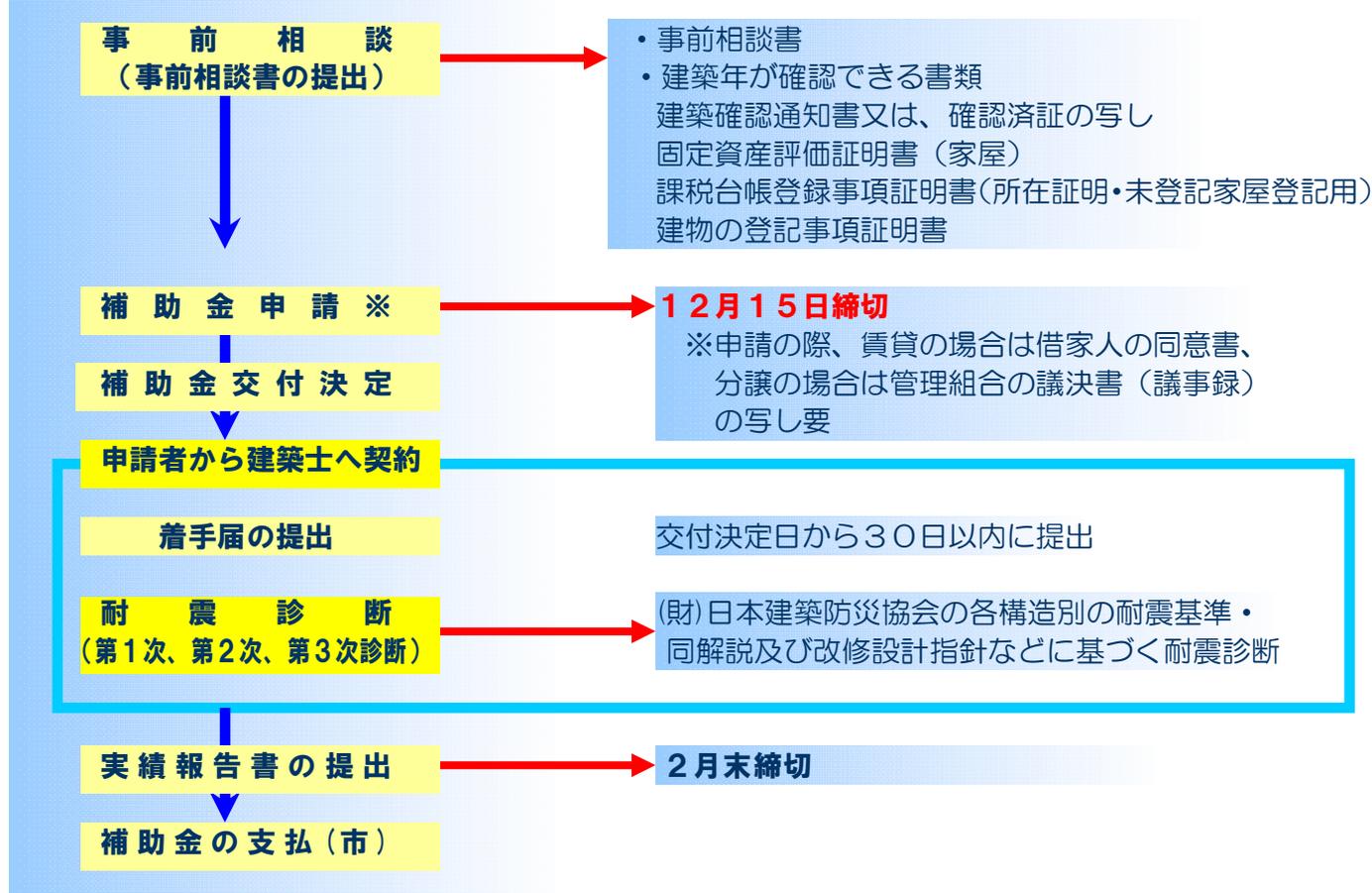
次のいずれかのうち一番低い額を補助します。

- ・住戸1戸あたり5万円
- ・耐震診断に要する経費の2/3
- ・補助対象経費（下表より算定）の2/3

延べ面積	1㎡あたりの補助対象経費
1,000㎡以内の部分	3,670円
1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	1,570円
2,000㎡を超える部分	1,050円

※ 耐震診断実施（契約）前に申請が必要になります。

主な手続の流れ



問合せ先 長久手市建設部都市計画課建築係（市役所本庁舎3階）

電話 0561-56-0622（直通）

マンション・アパートなどの所有者の方へ

非木造共同住宅 耐震改修 助成

マンションやアパートなど耐震診断の結果、「安全でない」と判定された建物の耐震改修工事を行う場合に、長久手市がその耐震改修設計・工事費用の一部を補助します。
詳しくは「問合せ先」までご相談ください。

補助対象建築物

- ・昭和56年5月31日以前着工の非木造の共同住宅（分譲及び賃貸）で耐震診断の結果、「安全な構造でない」と判定されたもの
- ・住宅以外の用途が延べ面積の1/2未満であること。
- ・愛知県耐震改修計画認定に関する要綱に基づく愛知県の評定または「耐震改修促進法」に基づく耐震改修の計画の認定を受けて、耐震改修設計工事を実施するもの。
- ・耐火又は準耐火建築物であること。

補助内容

耐震改修設計

- ・耐震改修設計に要する経費の2/3。ただし、1棟あたり50万円を限度

耐震改修工事

大規模共同住宅

- ・耐震改修工事に要する経費(延べ面積による上限50, 200円/㎡)の約15%。ただし、住戸1戸あたり50万円を限度

小規模共同住宅（大規模共同住宅以外）

- ・耐震改修工事に要する経費(延べ面積による上限34, 100円/㎡)の約15%。ただし、住戸1戸あたり30万円を限度

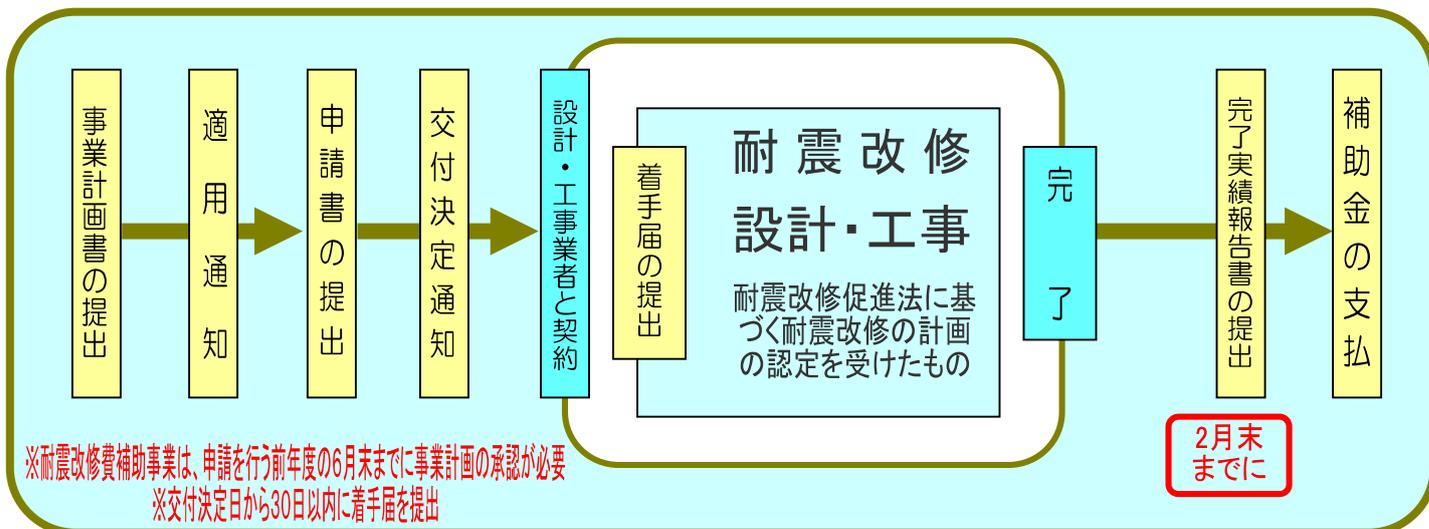
※大規模共同住宅

3階以上で延べ面積1,000㎡以上の共同住宅

※交付申請を行う前年度の6月末までに事業計画の承認が必要。

主な手続の流れ

※耐震改修設計、改修工事それぞれに申請書を提出。設計・工事業者との契約は交付決定後に。



問合せ先 長久手市建設部都市計画課建築係（市役所本庁舎3階）

電話 0561-56-0622